

26
秘

現情勢下ニ於ケル國政運営要綱ニ對スル意見（一部ノミ）

九月二三日
技術部

第二ノ二ノ（二）ニ付テ

（イ）兵器ノ制式制定ハ本部長之ヲ行フ如ク改ムルカ又ハ進シテ戰時ニ於ケル兵器ノ制式ヲ撤廢ス

（ロ）軍需審議會ハ廢止ス

二、輕易ナル人事ニ關スル權限ヲ成ル可ク獨立部隊長ニ委譲ス

三、本然ノ業務ニ直接緊要ナルモノ以外ノ報告ハ取止ム例ヘバ軍需動員ノ報告、検査課検査録、大東亞戰争經驗録ノ如キモノハ簡素化シ又ハ廢止シテ可ナリ

四、研究ニ關スル大臣本部長ノ方針訓令ヲ努メテ簡單化シ隸下部隊長ノ手記發揮ノ余地ヲ大ナラシム

1357

第二ノ二ノ(イ)ニ付テ

一 内閣組織ノ檢討

(イ) 寡頭政治トス(倒ヘバ少數ノ國務大臣ト各省長官トニ區分スルガ如シ)

(ロ) 軍需省ノ設置

(ハ) 國防省ノ設置

二 國防省、軍需省設置セラレザル場合ニ於テハ

(イ) 兵政本、航本ノ統合

(ロ) 兵政本、航本ノ一元化實現セザル場合ニモ兵政本ノ部課ヲ概ネ半減ス又兵政本ニテ製造ヲ擔任セル航空兵器ハ設計整備等一切ヲ兵政本ニテ擔任スル如ク定ム

- (イ) 陸海空ノ基礎的研究所及共通兵器研究所ヲ統合ス
- (ロ) 研究所ト造兵廠ノ研究所モ成シ得ルモノハ之ヲ統合ス(倒へバ
四研ト相造研究所ヲ統合スルガ如シ)
- (ハ) 研究所ノ性格ヲ變へ基礎研究ヲ擔任スベキモノト審査ヲ擔任ス
ベキモノトニ分チ後者ニハ研究審査ノ權限ヲ與フ
- 三、現下ノ戦争遂行ニ直接關係少キ陸軍ノ中央官衙ヲ廢止及至縮少ス
倒へバ教總ヲ縮少シ機甲本ヲ廢止スルガ如シ
- 四、國家研究行政ヲ徹底的ニ刷新ス
其ノ方策別冊ヲ如シ

第二ノ二ノ(イ)ニ付テ

軍需省ノ設置ニヨリテノミ本件ハ實行シ得ルモノナリ
協定、協議委員編成等ニテハ到底現況ヲ脱スル能ハザルベシ

第二ノ一〇ニ付テ

- 一 軍需省ノ設置ニ伴ヒ各種軍ノ工業界ハ一本トス軍需省ノ設置セラレザル場合ト雖ニ兵器工業界ト航空工業界トハ一本トス
 - 二 統制機關ニ經濟的行爲ヲ營マシメ又官廳權限ヲ大巾ニ委譲シテ實權ヲ保持セシム
- 而ラザレバ之ヲ廢止スル~~カ~~又ハ縮少ス

備考

各項目ハ其ノ性質、輕重等ニ應ジ委員編底ヲ以テ所理シ又ハ常務ニ
ニ於テ所理スルモノトス

國家研究行政刷新ニ關スル方策

技 術 部

第一 國家研究行政刷新ノ目標ハ國家行政機構益般ヲ果敢ナル刷新ニヨリ強力一元化●ソノ一環トシテノ集中強力化セル研究行政機構ヲ設置シ一元化セル意志ニヨリ國家全研究機關ヲ簡明迅速ニ機動化セシムルニアリ之ガ爲研究行政刷新ノ基底ニハ内閣組織ノ刷新特ニ總理大臣權限強化、閣僚行政長官分離、陸海軍政ノ一体化、軍需省設置等ヲ不可缺條件トス
(大本營内閣連絡會議ニ附スル件モ解決シアルモノトス)
本目標ヲ達成セルモノトシテノ研究行政機構ノ一案ヲ記述ス

1. 内閣研究院

國家總力ヲ傾注シ速カニ遂行達成ヲ必要トスル重要研究課題ヲ總理大臣ノ名ニ依リ決定シ研究命令ヲ發動シ且之ガ解決ニ必要ナル措置方針等ヲ處理ス可キ研究最高機關トス

2. 各省研究行政機關

國防省、軍需省、文部省等ニ研究局ヲ設置ス重要研究課題決定ノ資料ヲ提出シ且内閣關係研究命令ニ依ル研究ヲ夫々ノ主管ニ應ジ強力ニ實施スル研究行政機關トス

3. 研究實施機關

各省毎ニ重複ヲ避シタル強力簡素ナル研究實施機關ヲ設ク 一例左ノ如シ

國防省 航空兵器研究機關 艦船兵器研究機關 地上艦上兵器研究機關 軍事基礎研究

機關

軍需省 各省産業毎研究機關

文部省 各大學專門學校研究機關ヲ綜合整理シ夫々特徴ヲ有シ且ツ兵器及ビ生産研究機

關ト緊密ナル連絡ヲ有スル基礎研究機關トス

4. 民間知能總動員機關

一般民ノ創意着想ヲ昂揚収斂シ發明考案ノ實質的價値ヲ判定審査ノ上適當ニ活用スル機

關ヲ設ク 特許局ノ轉身

5. 科學技術審議會

内閣ニ直屬スル科學技術最高指導者實施者ヲ網羅セル研究行政ノ爲ノ諮問機關トシ活潑

ニ活用ス

6. 研究隣組組織學會

研究者相互ノ知能啓發研究結果交流ノ機關タラシメ集約整理シ必要ナルモノノミヲ存

置ス

7. 研究ニ關スル調査機關

内閣研究院ノ外局トシ強カニシテ集約セル調査機關ヲ設ク但シ國家全般ノ大研究機關ノ設立ト魄ミ合セ決定ス

8. 不要不急又ハ重複セル研究機關ハ一切廢止ス

尙指導者階級ニ科擧技術ニ對スル認識徹底セルトキハ各施策ニ研究ニ關スル事項織リ込マルルコト必然ニシテ研究實施機關ヲ強カニナシ研究企畫機關ヲ一級行政ト分離シ別途ニ設置スル要ナキモノトス

第二 國政運営刷新ニ關スル趣旨ヲ徹底セシムル爲ニハ第一ノ態勢ノ確立ヲ斷行スベキ事當

然ナルモ各般ノ事情ニ依リ之ニ到達シ得ザル時ハ研究体制ノ刷新強化ノ爲ニハ次ノ方策ヲ講ズルヲ要ス

1. 新銳兵器及生産増強上ノ隘路トナル具體的課題ヲ核心トシテ決戦下遂行スベキ重要事

項ヲ國家ニ於テ決定ス

之ヲ爲内閣ニ研究動員會議ヲ設ケ決戦下ノ重要研究ニ關スル最高ノ決定機關トス

2 重要研究課題又ハ事項毎ニ研究主任者ヲ定メ其ノ指導下ニ必要ナル研究者群ヲ直屬セシメテ一連鎖ヲ構成シ研究ニ關スル方針計畫、連鎖ノ編成等ハ舉ゲテ研究主任者ニ一任シ所要期間内ニ之ヲ解決ヲ圖ラシム

研究ニ必要ナル要員、資材、施設、經費等ハ關係廠ニ於テ夫々責任ヲ以テ調達斡旋ノ任ニ當ラシム

3 重要研究課題ノ研究者ハ凡テ之ヲ指定研究員トシ内閣ニ於テ任命ノ上研究課題毎ニ適切ニ配置スルト共ニ専心當該研究ニ當ラシム

4 研究ニ關シ各廠ニ跨ル重要ナル行政措置ヲ一元的ニ統制スルタメ戰時行政職權特例其他必要ナル行政上ノ措置ヲナス

5 陸軍内研究行政ハ前諸項ニ對應シ航空地上ノ一元化ヲ圖ル

6 陸海軍ノ研究統制ニ關シテハ陸海技術委員會陸海航空技術委員會ヲ更ニ強力化シ研究動員會議ヲ通シ官民研究機關ヲ一元的ニ強力ニ運用シ得ル如クス

7 民間知能總動員機關等ノ設置ニ關シテハ第一項ニ同シ



現情勢下ニ於ケル國政運営要綱ニ對スル意見

九月二十五日
技術部 森川

第二ノ一ニ付テ

- 一 國論分裂ノ虞アル言動ヲナス上級智識階級者又ハ財界大物ノ取締
ヲ嚴ニシ法規ヲ發動スルカ又ハ保護檢束ヲ斷行ス
- 二 經濟違反ニ對スル刑罰ヲ嚴ニシ且其ノ實行ヲ強化ス

第二ノ二ノ(イ)ニ付テ

連帶ヲ必要ノ最小限トス且シ決行後ノ連帶ハ之ヲ實施スルモノトス

第二ノ二ノ(イ)及(ロ)ニ付テ

一 現軍需行政ノ機構ヲ以テセバ陸軍省ノ整備業務ヲ兵隊本、統本ニ

徹底的ニ委譲シ陸軍省ニテハ大綱ノミヲ把握スル如ク改ム

二 統帥ト技術トノ關係ヲ一層精密化スルノ措置ヲ講ズルヲ要ス

三 戦況、情報等ハ中央官衙ノミニ留ルコトナク即時線下部隊ニモ知

ラシメ狀況中ノ人トシテ迅速ニ之ニ屬スル措置ヲトルニ遺憾ナカ

ラシム

第二ノ二ノ(ウ)ニ付テ

一 費目ノ流用ヲ一層大マカニ認ムルコト

第二ノ二ノ(イ)ニ付テ

業務ヲ迅速ニ處理、實行セシムル爲ノ查察機構ヲ設クルヲ可トス

第二ノ三ノ(イ)ニ付テ

從來ノ教育方式ハ廣ク普遍的基礎ヲ附與スルヤリ方ナルモ、之ヲ改メ目下必要ナル具體的ノ研究ヲ實施ニ即シテ行ハシムル如ク改ム
倒ヘバ

教授ガ主体トナリ、學生ガ助手トナリ、實際ニ國軍ノ要求スル兵器
又ハ之ニ關聯スルモノノ製作ヤ研究ヲ實施スルガ如シ
コレガ爲メスレバ實務者(陸海軍、會社等ノ技術者)ヲ教授トスル

コトヲモ考慮ス

第二ノ五ノハニ付テ

女子ノ動員ハ之ヲ強化スルハ當然ナルモ、コレニ對スル宿舍、各種
福利、衛生設備等ヲ完備シ且從來ノ良風俗ヲ保持セシムル如クス
ルヲ要ス

一、青年學校ヲ廢止スルガ又ハ性格ヲ一變シ、實務ニ關スル教育ノミ
ヲ實施ス（例ヘバ工場ニアリテハ技術教育ヲ徹底的ニ施シ算術
讀方ノ如キハ取止ムガ如シ

第二ノ四ノ(イ)ニ付テ
名實共ニ陸軍ニ於テ堂擡スル如ク改ム

第二ノ四ノ(四)ニ付テ

研究所ハ廢止セル學校校舍ヲ利用シ速カニ移轉スルヲ要ス

第二ノ五ニ付テ

民法、商法ヲ止メ統制經濟一本立ニテ實施スルヲ可トス

第二ノハニ付テ

- 一 國民生活ノ最低限ハ確保シ得ル如クス
- 二 貯金等ノ勸導ハ勤務先ト自宅トノ關係ヲ脱ミ合セ合理化スルヲ要ス



現情勢下ニ於ケル國政運営要綱ニ對スル意見

九月二十五日
技 術 部

第二ノ一ニ付テ

一 國論分裂ノ虞アル言動ヲナス上級智識階級者又ハ財界大物ノ取締
ヲ嚴ニシテ法規ヲ變動スルカ又ハ保護檢束ヲ斷行ス
二 經濟違反ニ對スル刑罰ヲ嚴ニシ且其ノ實行ヲ強化ス

第二ノ二ノ(イ)ニ付テ

連帶ヲ必要ノ最小限トス但シ決行後ノ連帶ハ之ヲ實施スルモノトス

第二ノ二ノ(イ)及(ロ)ニ付テ

一 現軍需行政ノ機構ヲ以テセバ陸軍省ノ整備業務ヲ兵隊本、統本ニ

徹底的ニ委譲シ陸軍省ニテハ大綱ノミヲ把握スル如ク改ム

二 統帥ト技術トノ關係ヲ一層緊密化スルノ措置ヲ講ズルヲ要ス

三 戦況、情報等ハ中央官衙ノミニ留ルコトナク即時部下部隊ニ通知

ラシメ狀況中ノ人トシテ迅速ニ之ニ應ズル措置ヲトルニ遺憾ナカ

ラシム

第二ノ二ノ(ハ)ニ付テ

一 費目ノ流用ヲ一層大ニカニ認ムルコト

第二ノ二ノ(イ)ニ付テ

業務ヲ迅速ニ處理、實行セシムル爲ノ查察機構ヲ設クルヲ可トス

第二ノ三ノ(イ)ニ付テ

從來ノ教育方式ハ廣ク普遍的基礎ヲ附與スルヤリ方ナルモ、之ヲ改メ目下必要ナル具體的ノ研究ヲ實施ニ即シテ行ハシムル如ク改ム
例ヘバ

教授ガ主体トナリ、學生ガ助手トナリ、實際ニ國軍ノ要求スル兵器
又ハ之ニ關聯スルモノノ製作ヤ研究ヲ實施スルガ如シ
コレガ爲メスレバ實務者(陸海軍、會社等ノ技術者)ヲ教授トスル

コトヲモ考慮ス

第二ノ五ノ(ハ)ニ付テ

女子ノ動員ヘ之ヲ強化スルハ當然ナルモ、コレニ對スル宿舍、各種
福利、衛生設備等ヲ完備シ且從來ノ良風俗ヲ保持セシムル如クス
ルヲ要ス

一、青年學校ヲ廢止スルガ及ハ、資格ヲ一統シ、實務ニ關スル教育ノミ
ヲ實施ス（例ヘバ工場ニアリテハ技術教育ヲ徹底的ニ施シ算術、
諸方ノ如キハ取止ムガ如シ）

第二ノ四ノイニ付テ

名實共ニ尊重ニ於テ掌握スル如ク改ム

第二ノ四ノ(ロ)ニ付テ

研究所ハ廢止セル學校校舍ヲ利用シ速カニ移轉スルヲ要ス

第二ノ五ニ付テ

民法、商法ヲ止メ統制經濟一平立ニテ實施スルヲ可トス

第二ノ八ニ付テ

- 一、國民生活ノ最低限ハ確保シ得ル如クス
- 二、貯金等ノ割當ハ勤務先ト自宅トノ關係ヲ睨ミ合セ合理化スルヲ要ス

1379



現情勢下ニ於ケル國政運営要綱ニ對スル意見

九月二十五日
技 術 部



第二ノ一二付テ

- 一 國論分裂ノ虞アル言動ヲナス上級智識階級者又ハ財界大物ノ取締
ヲ嚴ニシテ規則ヲ發動スルカ又ハ保護檢束ヲ斷行ス
- 二 經濟違反ニ對スル刑罰ヲ嚴ニシ且其ノ實行ヲ勵化ス

第二ノ二ノ(イ)ニ付テ

連帶ヲ必要ノ最小限トス但シ決行後ノ連帶ハ之ヲ實施スルモノトス

第二ノ二ノ(イ)及(ロ)ニ付テ

一 發現軍需行政ノ機構ヲ以テセバ陸軍省ノ整備業務ヲ兵隊本、統本ニ

徹底的ニ委譲シ陸軍省ニテハ大綱ノミヲ把握スル如ク改ム

二 統帥ト技術トノ關係ヲ一層緊密化スルノ措置ヲ講ズルヲ要ス

三 戦況、情報等ハ中央官衙ノミニ留ルコトナク即時線下部隊ニモ知

ラシメ状況中ノ人トシテ迅速ニ之ニ應ズル措置ヲトルニ遺憾ナカ

ラシム

第二ノ二ノ(ハ)ニ付テ

一 費目ノ濫用ヲ一層大マカニ認ムルコト

第二ノ二ノ(イ)ニ付テ

業務ヲ迅速ニ處理、實行セシムル爲ノ監察機構ヲ設クルヲ可トス

第二ノ三ノ(イ)ニ付テ

從來ノ教育方式ハ廣ク普遍的基礎ヲ隨興スルヤリ方ナルモ、之ヲ改メ目下必要ナル具體的ノ研究ヲ實施ニ即シテ行ハシムル如ク改ム倒ヘバ

教授ガ主体トナリ、學生ガ助手トナリ、實際ニ國軍ノ要求スル兵器又ハ之ニ關聯スルモノノ製作ヲ研究ヲ實施スルガ如シコレガ爲メスレバ實務者(陸海軍、會社等ノ技術者)ヲ教授トスル

コトヲモ考慮ス

第二ノ三ノ外ニ付テ

女子ノ勤員ハ之ヲ強化スルハ當然ナルモ、コレニ對スル宿舍、各種
福利、衛生設備等ヲ完備シ且從來ノ良風俗ヲ保持セシムル如クス
ルヲ要ス

一、青年學校ヲ廢止スルカ又ハ性格ヲ一變シ、實務ニ關スル教育ノミ
ヲ實施ス（例ヘバ工場ニテアリテハ技術教育ヲ徹底的ニ施シ算術
讀方ノ如キハ取止ムガ如シ）

第二ノ四ノ（イ）ニ付テ

名實共ニ墜重ニ於テ黨握スル如ク改ム

第二ノ四ノ(四)ニ付テ

研究所ハ廢止セル學校校舍ヲ利用シ速カニ移轉スルヲ要ス

第二ノ五ニ付テ

民法、商法ヲ止メ統制經濟一本立ニテ實施スルヲ可トス

第二ノ八ニ付テ

- 一、國民生活ノ最良限ハ確保シ得ル如クス
- 二、貯金等ノ勸當ハ勤務先ト自宅トノ關係ヲ脱シ合セ合理化スルヲ要ス



40

兵政本局立滿一ケ年ノ跡ニ願ミ改善スベキ事項
ヲ上申ス

一〇、二〇
技術部

〔國政運營要綱ニ基キ既ニ研究中ノモノト重複スルモノアルモ一括上申ス〕

〔本部内業務ノ徹底的簡素化ニ就テ〕

(1) 兵政本ノ部課ヲ概ネ半減シ業務實行ノ簡素化ヲ計ルト共ニ之ニヨリ生ズル余剩人員ヲ以
テ第一線監督官ヲ擴充シ其ノ陣容ヲ強化ス

(2) 總務部ト各部トノ業務重複ヲ解キ總務部ハ基本大綱ノミヲ掌攝シ他ハ各部ニ委譲スルヲ
可トス

以上ノ爲メ本部内ノ部課ヲ編合スル一案次ノ如シ

兵政本簡素強化ノ爲部課編合案

總務部 庶務課 (第四課及醫務部統合)

總務課 (一、二、三課ヲ統合) 宣傳動員課 算學ヲ掌攝

教育課(教育部)

調査課(調査部 參本二部ト不可分ノ關連ニアラシム)

技術部 技術課(造技課統合)

制式検査課(制式課業務ノ一部ハ研究所ニ委讓)

造兵部 造兵課(需兵、監督、設備、會計監督各課ヲ統合)

資材課

補給部 補給課(現在ノ四課統合)

經理部 經理課(購買課統合)

以上 五部十課

豫算ノ徹底的單純化ニ就テ

(1) 研究費ノ豫備ハ總務部、技術部ノ二箇所ニテ保持スルコトナク技術部ニテ一貫シテ保持スルヲ可トス

スルヲ可トス

(2) 費用ノ流用ハ一層大マカニ認メ成シ得レバ整備費、研究費ハ一本トスルヲ可トス

三統師ト技術トノ關係ヲ一層緊密化スルノ措置ヲ講ズルヲ要ス

- (1) 參本第一部ニ員外出身將校若干ヲ入レ統師ト技術緊密ナル連鎖タル任務ヲ遂行セシム
- (2) 現地ノ軍以上ノ司令部ニ於ケル技術的陣容ヲ強化シ現地ニ於ケル作戰、教育等ノ技術指導並ニ戰訓ノ活用ヲ迅速活潑化ス

(3) 南方軍ニ化學部ヲ設置シ南方ニ於ケル化學資材ノ試驗、教育、指導、化學資材ノ資源調査ニアタラシメ且ツ敵側ガス使用ニ對スル對策ヲ圖ル

四 研究機關ノ統合及ノ之の行政運営ノ就

(1) 軍需省ノ内容如何ニ關連スル所アルモノ一般ニ共通的ノモノハ之ヲ統合シ能率的ニ研究セシムル要アリ

(2) 陸海空及官民ノ基礎的研究所及共通兵器研究所ヲ統合ス

(3) 研究所ト造兵廠ノ研究所モ成シ得ルモノハ之ヲ統合ス一側ハハ四研ト相造研究所ヲ統合スルガ如シ

(4) 研究所ノ性格ヲ變ヘ基礎研究ヲ擔任スベキモノト審査ヲ擔任スベキモノトニ分チ後者ニハ研究審査ノ權限ヲ與フ

② 國トシテ強力ナル科學技術行政ノ中樞機關ヲ設立シ軍官、民各研究機關ヲ一括掌握指導

セシムルノ要アリ現存技術院及ヒ研究動員會議ノ機構ヲ以テ一應ノ形式ヲ整ヘラレタルモ實質的效果ハ十分ト云ヒ難キモノアルヲ以テ例ヘハ更ニ技術院ヲ強化スル等ノ措置ニ

ヨリ國家ノ各研究機關ヲ一元的ニ統轄シ能率的技術行政ヲ期スヘキナリ

又陸軍省內ニ技術行政ヲ掌ルヘキ少クモ一課ヲ設ケ陸軍部內ニ於ケル科學技術ニ關スル行政ヲ一元的ニ運営セシムルヲ要ス

去 隸下各研究所ノ研究試驗狀態ノ刷新ニ就テ

(1) 從來徒ラニ十全ヲ期シ時宜ニ適合セザルノ憾アルヲ以テ八部^分通リ研究完成シ又ハ實用試驗ヲ待タズ見透ノツクモノハ思ヒ切ツテ打切りトナシ人物、金ヲ重點ニ徹底セシムル要アリ

之ガ爲メ本部ハ各研究所ノ掌握指導ヲ更ニ嚴ナラシムルト共ニ各研究所ノ首腦部ヲ時局ノ大勢ニ通曉セシメ自ラ之ニ即應スルノ態度ニ自覺セシムルノ要切ナルモノアリ
即チ戰況、情報等ハ中央官衙ノミニ止ルコトナク即時隸下部隊ニモ知ラシメ狀況中ノ人トシテ迅速ニ之ニ應ズル措置ヲトルニ遺憾ナカラシムルノ要アリ

(2) 試作促進對策

研究ノ具體的ニ試作ヲ遲延スル最大ノ原因ハ試作ノ進捗セザルニ存ス故ニ本部各機關ハ協力一致從來ノ弊ヲ戒メアラユル軍民ノ工場ヲ活用シ研究試作ヲ第一義トスル如ク指導スルヲ要ス

六. 科學技術教育ノ改善

(1) 從來來、教育方式ハ廣ク普偏的主體ヲ術與スルヤリ方ナルモ之ヲ改メ且下必キナル具體的試作ヲ實地ニ即チ行ハシムル如ク改メ

の理工科系大学、専門学校、教育は更に直接戦力増強に及び、
科目、選定、教育法、改善の図るに要アリ

例へば

教授が主体トナリ、學生が助手トナリ。實際ニ國軍ノ要求スル兵器又ハ之ニ關聯スルモノノ製作及研究ヲ實施スルガ如シ。コレガ爲要スレバ實務者（陸海軍、會社等ノ技術者）ヲ教授トスルコトヲモ考慮スルノ要アリ

(2) 陸軍士官學校ニ於テ現陸軍科學學校普通科程度ノ教育ヲ施シ國軍將校ノ科學技術能力ヲ向上セシムルノ要アリ又陸軍大學校ノ教授科目中科學技術教育ヲ更ニ重視スルノ要アリ但シ現段階ニ於テハ時局ニ應^應ズル補充ノ急迫状態ヲ勘^察シ一時陸軍科學學校ノ一般教育ヲ停止シ若干ノ^{高級}技術要員ノ教育ノミヲ繼續スルヲ可トス

此ノ場合ニ於テハ第一線將校ノ技術能力著シク低下スルヲ以テ要スレバ^{研究等}適任者^{將校}第一線ノ技術指導ニ派遣スルノ要アリ

七、人事ニ就テ

(1) 研究所ト造兵廠トノ人事ヲ交流シテ設計及製造技術ノ關連ヲ密接ナラシメ其ノ融合ヲ計ル

ノ要アリ

(2) 女子活用ノ現時局ニ於テハ女子モ判任官又ハ高等官トナシ得ル等昇進ノ途ヲ速カニ講ズル

ノ要アリ

(3) 部外囑託ヲ活用スル爲メ之等ノ待遇（主トシテ身分上ノ取扱ヒ）ヲ更ニ向上スルノ要アリ

例ヘバ旅費規則ニ於テ月額百圓以下（部外囑託ハ概ネ月給百圓以下ナリ）ノ者ハ伍長ト同

様ノ取扱ヒヲ受クル如ク定メアルガ如シ

(4) 傭人ヨリ雇員ニ採用スル場合ニ於テ現在本部ノ統制ヲ受ケアルモ内規^規ニヨリ定メラレタル資

格ニ應シ實施スルヲ以テ各部長ニ委任シテ可ナリ

八、輕易ナル業務ノ委讓及ビ不急業務ノ廢止ニ就テ

(1) 審査及制式改修正ノ簡素化

輕易ナル審査及制式ノ改修正ニ關スル權限ヲ研究所長ニ移管ス之ガ前提トシテ兵器ノ制式
制定ノ權限ハ大臣ヨリ本部長ニ移管ス或ヒハ現時局ニ於テハ進ンデ兵器ノ制式ヲ撤廢ス
撤

(2) 軍需審議會ハ之ヲ廢止ス

(3) 本然ノ業務ニ直接緊要ナルモノ以外ノ報告ハ取止ム

例ヘバ軍需動員ノ報告、検査寛録、大東亞戦争經驗録ノ如キモノハ簡素化シ又ハ廢止シテ可ナリ

九、技術部ノ細部業務ニ就テ

(1) 制式課ヨリ別班ヲキリハナシ審査部ノナモノトスルカ又ハ他ノ研究所ニ合併スルヲ可トス

(2) 研究所ハ制式圖ヲ作ル迄ヲ取扱ヒ制式課ハ制式圖ノ登録事務等ヲ取扱フヲ可トス之ガ爲ニ

ハ研究所ニ製圖工ノ人員ヲ増加スルノ必要アリ

(3) 研究所ノ業務ニ特設セル少クモ一名以上庶務課ニ入レ研究所關係ノ事務處理ニ遺憾ナカラシム

ルノ要アリ

(4) 對期的生産能率ノ向上ヲ期スル爲主要兵器ニ關シテハ専門ノ造兵廠ヲ設ケ(例ヘバ火藥ニ

關スル東二造ノ如シ)該造兵廠ヲシテ全國的ニ軍民ノ同種工場ヲ掌握指導セシムルヲ可ト

ス又各専門造兵廠ニ夫々ノ専門兵器ニ應ズル型工核製造所ヲ設置スルヲ可トス

(5) 造兵廠各課分掌業務中一部ヲ次ノ如ク改編シ本部對造兵廠ノ指揮連絡系統ヲ明確ナラシム

ルヲ要ス

工藝掛 (設備、設備用資材ニ關スル事項ヲ機械掛ニ移換ス)

技術課 検査掛

設備課 機械掛
營造掛

(6) 設計業務ニ關シ技術ニ於テハ基礎設計ヲ造兵廠ハ製造設計ヲ實施スル如クシ技術ニ於ケル基礎設計以外ノ將校以下ヲ造兵廠ニ移換シ以テ製造設計ニ關スル陣容ヲ強化シ製作圖及制式圖(造兵廠ニテ擔任ス)ノ迅速完備ヲ期スル如クスルヲ要ス

(7) 「兵器及兵器材料ニ關スル發明考案ニ關スル事項」ヲ追加スルノ要アリ

(8) 造技課ニ「兵器製造用工作機械ノ研究及試験ニ關スル事項」ヲ追加シ兵器製造用工作機械ノ設計考案試験及試験ノ統轄ニ關スル事項ヲ掌ル如クス

(9) 検査課ノ實務ニ一致セシムル爲次ノ如ク分掌業務中改正ヲ要ス

「計測器ノ檢定ニ關スル事項」ヲ

「兵器検査用具ニ關スル事項」ニ改ム

七其ノ他

(1) 運帶ヲ必要ノ最小限トス但シ決行後ノ運帶ハ之ヲ實施スルモノトス

(2) 業務ヲ敏速ニ處理、實行セシムル爲ノ查察機構ヲ設クルヲ可トス

(3) 女子ノ動員ハ之ヲ強化スルニ當然ナルモコレニ對スル宿舍、各種福利、衛生設備等ヲ完備シ且從來ノ良風俗ヲ保持セシムル如クスルヲ要ス

(4) 青年學校ヲ廢止スルカ又ハ性格ヲ一變シ實務ニ關スル教育ノミヲ實施ス(例ヘバ工場ニアリテハ技術教育ヲ徹底的ニ施シ一般普通學ノ如キハ取止ムガ如シ)

(5) 陸軍技術有功章令施行規則ニ該當セザル程度ノ發明考案ニ對スル賞金ハ一人一件最高三拾圓ト規定セラレアルモ之ヲ最高七百圓程度ニ改訂スルヲ可ト認ム

(技術有功章丁ハ壹千圓、工務規定ニ基ク工員ノ賞金最高貳百五拾圓程度賞與シアリ)